

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件  
 ○福島県収入証紙の売りさばき人と  
 して指定した件

一六  
 一六  
 一六

### 公 告

○土地改良区の清算人が退任した旨  
 届出があった件

一六

### 福 島 県 公 安 委 員 会

○福島県警察の組織に関する規則の  
 一部を改正する規則の施行期日を  
 定める規則

一六

## 告 示

### 福島県告示第二百三十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十三年五月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 施行者の名称 喜多方市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 喜多方都市計画下水道事業(喜多方市公共下水道)
- 三 事業認可の年月日 昭和六十三年七月十二日
- 四 事業施行期間 (変更前) 昭和六十三年七月十二日から平成二十三年三月三十一日まで  
 (変更後) 昭和六十三年七月十二日から平成二十九年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件(平成十六年福島県告示第七百四十号)の事業地に喜多方市大豆田、字東町、字通船場及び字押切二丁目の全区域を加える。  
 同事業地に喜多方市字北町上、字山ノ神、字馬場、字北町、字寺西、字村西、字宮西、字加登、字舞台田、字時田、字長面、

### 使用の部分

なし

(下水道課)

字越巻、字銭田、字石田、字広面、字押切一丁目、字押切東二丁目、字押切南一丁目及び字押切南二丁目の各一部の区域を加える。

同事業地のうち喜多方市字寺南、字中町、字西町、字南町、字惣座宮、字井戸尻及び字屋敷免の各一部の区域を変更する。同事業地のうち喜多方市字四百蒨の全区域を削除する。

### 福島県告示第二百三十四号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六十一条の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十三年四月二十日次のとおり指定した。

平成二十三年五月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

氏名又は名称 住所  
 福厚企画株式会社 福島市五老内町三番一号

指定の有効期間

売りさばきの場所

平成二十三年四月二日から平成二十八年三月三十一日まで

住所地に同じ

(出納総務課)

## 公 告

### 公告第七十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が退任した旨届出があった。

平成二十三年五月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区  
 田人土地改良区  
 退任した清算人  
 氏名

住所

清算人	油座 久	いわき市田人町旅人字道伝四八番地の一
同	齋藤 秀雄	市田人町黒田字赤仁田九二番地
同	蛭田 光二	市田人町貝泊字戸草一番地
同	齋藤 勇次	市田人町荷路夫字間明沢六六番地
同	齋藤 哲	市田人町黒田字天ノ川一二二番地
同	緑川 弥博	市田人町黒田字戸ノ内七二番地
同	緑川 恵	市田人町旅人字下坪九番地

同 角田 利夫 同 市田人町員泊字井出二〇番地

(農村計画課)

## 福島県公安委員会

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成23年 5月 2日

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳

福島県公安委員会規則第 4号

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則の施行期日を定める規則

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (平成23年福島県公安委員会規則第 1号) の施行期日は、平成23年 5月16日とする。

(警 務 課)